

厚生科学研究費補助金  
厚生科学特別研究事業

歯科医師の麻酔科研修のガイドライン策定に関する研究

(H13-特別-057)

平成 13 年度 総括研究報告書

主任研究者 金子 譲

平成 14 年 4 月

## 厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）

### 歯科医師の麻酔科研修のガイドライン策定に関する研究 (H13-特別-057)

#### 研究組織

主任研究者

金子 譲 東京歯科大学歯科麻酔学講座 教授

分担研究者

平川方久 岡山大学大学院医歯学総合研究科 教授  
生体制御学専攻機能制御学大講座  
麻醉・蘇生学

海野雅浩 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 教授  
口腔機能再構築学系専攻口腔機能再建学講座  
麻醉・生体管理学

住友雅人 日本歯科大学歯学部総合診療科 教授

花岡一雄 東京大学大学院医学系研究科 教授  
外科学専攻生体管理医学講座  
麻醉学

澄川耕二 長崎大学大学院医学研究科 教授  
外科系専攻  
麻醉学

## 目次

### I. 総括研究報告

歯科医師の麻酔科研修のガイドライン策定に関する研究	1
金子 譲	
平川正久、海野雅浩、住友雅人、花岡一雄、澄川耕二	
1) 報告書	
2) 資料：歯科医師の麻酔科研修のガイドライン（案）	

### II. 分担研究報告

1. 歯科麻酔科の現状（教育・研究・臨床）に関する研究	9
金子 譲、海野雅浩、住友雅人	
1) 報告書	
2) 資料	(1) アンケート内容 (2) 歯科麻酔科卒業前教育実態調査 (3) アンケート結果
2. 歯科医師の麻酔科研修の実態に関する研究（歯科麻酔科を対象として）	43
海野雅浩、住友雅人	
1) 報告書	
2) 資料：歯科医師の麻酔科研修に関するアンケート結果	
(歯科麻酔科を対象として)	
3. 歯科医師の麻酔科研修の実態に関する研究（医科麻酔科を対象として）	57
澄川耕二	
1) 報告書	
2) 資料：歯科医師の麻酔科研修に関するアンケート内容と結果	
(医科麻酔科を対象として)	

## I. 総括研究報告

歯科医師の麻酔科研修のガイドライン策定に関する研究

### 1) 報告書

厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）  
総括研究報告書

歯科医師の麻酔科研修のガイドライン策定に関する研究

主任研究者 金子 譲 東京歯科大学教授

研究要旨 今後の歯科医療の質的向上及び安全性の確保を推進し、現在、施設毎に異なって行われている様々な形態、様々な内容の歯科医師の麻酔科研修を統一的なものとするために、関係者のコンセンサスを得、一定条件の下で歯科医師の医科における麻酔科研修を適正に行うためのガイドラインを、法的な整合性、今日までの経緯と現状を踏まえ、社会的な受容を視野に入れつつ医科領域と歯科領域との専門家による共同作業によって作成した。

分担研究者	平川方久 岡山大学大学院医歯学 総合研究科教授 海野雅浩 東京医科歯科大学大学 院医歯学総合研究科教 授 住友雅人 日本歯科大学歯学部教 授 花岡一雄 東京大学大学院教授 澄川耕二 長崎大学医学部教授
-------	---

A. 研究目的

歯科・口腔外科疾患以外の症例に対する歯科医師の麻醉行為は、医師法に抵触し認められないものであるが、歯科医療の技術向上と国民への寄与を考えたときに、その必要性から研修という限定条件の下で行われてきている。歯科医師の医科における麻酔科研修は、これまでに明確な法的根拠が無く、また研修内容についてのガイドラインが存在しないことから、研修方法や内容は現場の判断に任されてきたのが実態である。

そこで、今後の歯科医療の質的向上及び安全性の確保を推進し、現在、施設毎に異なって行われている様々な形態、様々な内容の歯科医師の麻酔科研修を統一的なものとするために、関係者のコンセンサスを得、一定条件の下で歯科医師の医科における麻酔科研修を適正に行うためのガイドラインを、法的な整合性、今日までの経緯と現状を踏まえ、社会的な受容を視野に入れつつ医科領域と歯科領

域との専門家による共同作業により作成することを目的として本研究を行った。

B. 研究方法

1. 全国歯科大学・歯学部の歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の教育・研究・臨床の現状

- 1) 現在の歯科医学教育の中で歯科医療に必要な全身の機能に関する教育がどのような内容と程度で行われているか
- 2) 研修を行う歯科医師が医科での麻酔科研修に相応しい基礎能力を備えているかの検証
- 3) 歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の研究と臨床の活動実態

2. 歯科医師の麻酔科研修の実態に関するアンケート調査

1) 対象

- a. 全国29歯科大学・歯学部の歯科麻酔学講座・歯科麻酔科
- b. 全国80医科大学・医学部の麻酔科学講座と36の日本麻酔科学会麻酔指導病院

2) 調査項目

- a. 歯科麻酔学講座・歯科麻酔科に対して  
麻醉科研修の実態と当該研修で期待する成果、およびその修得程度を調査した。

b. 麻酔科学講座および麻酔指導病院に対して

麻醉科研修で修得してほしい成果、研修内容、研修生の臨床以外の内容、および期待される研修医像（どのレベルの歯科医師が研修に来るべきか）などについて調査した。

### 3. 歯科医師の麻酔科研修のガイドラインの作成

医療に関与する歯科医師が麻酔科研修で医師法に抵触しないための事項の明確化を踏まえつつ、研修内容、研修方法を見直すことを目的とし、現在、関係者間で概念的に認識されている点をガイドラインという形で具現化した。その際、研修を受ける歯科医師の全身麻酔経験は様々なレベルであるので、その能力を踏まえるとともに、医療の安全性が確保された研修が行われるよう留意した。

#### (倫理面への配慮)

本研究は、患者が直接研究対象になることはないので、倫理の問題は生じない。

### C. 研究結果

#### 1. 全国歯科大学・歯学部の歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の教育・研究・臨床の現状

##### 1) 現在の歯科医学教育の中で歯科医療に必要な全身の機能に関する教育がどのような内容と程度で行われているか

歯科医療に必要な全身の機能に関する教育の内容と程度に関しては、全国平均で、歯科麻酔学の講義が全講義の3.0%、実習が全実習の2.1%であった。この他に、歯科基礎医学としての解剖学、生理学、薬理学などの講義と実習、および関連臨床医学としての内科学、外科学、小児科学、産婦人科学などの講義と実習を合わせると、全教科のうちの10%近くの時間が歯科麻酔学と関連学科に割り当てられていた。

##### 2) 研修を行う歯科医師が医科での麻酔科研修に相応しい基礎能力を備えているかの検証

研修を行う歯科医師が医科での麻酔科研修に相応しい基礎能力を備えているかに関しては、麻酔科研修が卒業後どの程度経過した時期に開始されるかにもよるが、大半の歯科医師は医科での研修を行うに必要と考えられる最低限の知識と技能を有しているものと考えられた。

##### 3) 歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の研究と臨床の活動実態

麻酔科研修を終了した歯科医師がその後の教育・臨床・研究活動の中で研修で修得した知識や技術をどのように生かしてゆくのかについては、歯科口腔外科の手術のための全身麻酔ばかりでなく、歯科外来の高齢者や有病者患者に対する歯科治療時の全身状態評価と全身管理、全身的偶発症や緊急時の迅速な診断と対応などに関連した知識と技能などであり、実際にこれらの項目が研修で修得されたと回答されていた。

などの面で、研修で得た知識と技能が直接的に臨床に還元され、これをもとに歯学部学生や臨床研修医に対する教育が行われ、また研究の基礎となっている様子がうかがわれた。

### 2. 歯科医師の麻酔科研修の実態に関するアンケート調査

#### 1) 全国歯科大学・歯学部の歯科麻酔学講座・歯科麻酔科

対象：29施設

回収：29施設

回収率：100%

#### 2) 全国医科大学・医学部の麻酔科学講座（対象：80施設）および日本麻酔科学会麻酔指導病院（対象：36施設）

対象合計：116施設

回収：麻酔科学講座 68施設

麻酔指導病院 25施設

不明 1施設

総計 94施設

回収率：麻酔科学講座 85.0%

麻酔指導病院 69.4%

総計 81.0%

歯科医師の麻酔科研修は、現在、29大学中21施設で行われており、残る8施設のうち5施設は現在中断中とのことで、過去には研修の実績があった。

麻酔科研修に期待する成果は、歯科口腔外科の手術のための全身麻酔に必要な知識と技能の他、歯科外来の高齢者や有病者患者に対する歯科治療時の全身状態評価と全身管理、全身的偶発症や緊急時の迅速な診断と対応などに関連した知識と技能などであり、実際にこれらの項目が研修で修得されたと回答されていた。

これらの知識や技能は、歯科医師の所属する大学病院における教育・研究・臨床に還元されるばかりでなく、日本歯科麻酔学会認定医となって各地域の開業歯科医師となつた後も、在宅要介護高齢者や障害児の歯科治療に広く応用されていた。

### 3. 歯科医師の麻酔科研修のガイドラインの作成

これらの研究結果をもととし、同時に歯科医師が麻酔科研修で医師法に抵触しないための事項の明確化を踏まえつつ、研修内容・研修方法を見直しながら、現在、関係者間で概念的に認識されている点をガイドラインという形で具現化した。

作成したガイドラインは、歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン本文と別

紙1・2、および研修水準からなっている。

ガイドラインの本文は、本ガイドライン策定の趣旨と研修実施にあたっての基準からなり、歯科医師が医科麻酔科で研修を行うにあたっての基本的なあり方を別紙1・2での資料とともに規定した。研修水準は、歯科医師が医科麻酔科で研修する様々な知識および技能に別紙1で定めた研修水準を具体的に当てはめ、医科の麻酔科研修において歯科医師が許容される医療行為の範囲を定めた。

#### D. 考察

医科の麻酔科研修を終了した歯科医師は、その後の教育・臨床・研究活動の中で研修で修得した知識や技術を歯科口腔外科の手術のための全身麻酔ばかりでなく、歯科外来の高齢者や有病者患者に対する歯科治療時の全身状態評価と全身管理、全身的偶発症や緊急時の迅速な診断と対応などの面で臨床に還元し、これとともに歯学部学生や臨床研修医に対する教育が行われ、また研究の基礎となっていた。このようなことのすべてが、歯科医療の安全性と質を向上させるために役立っていると考えられた。

日本歯科麻酔学会認定医となって各地域の開業歯科医師となった後も、在宅要介護高齢者や障害児の歯科治療に広く応用されており、歯科医師の麻酔科研修で得られた成果は、広く歯科医療の安全性と質の向上に貢献しているものと考えられた。

なお、本ガイドラインは分担研究者により作成されたガイドライン案を共同研究者が討議し、合意を得たものであるが、今回作成するガイドラインは恒久的なものではなく、今後、歯科医療技術の進歩等に合わせ、必要に応じ見直すべきものと考えている。

#### E. 結論

今回策定した研修ガイドラインが医師、歯科医師、そして広く国民のコンセンサスを得て、歯科医師が医科の麻酔科研修を行うまでのスタンダードとして定着することにより、医科の麻酔指導病院における歯科医師の麻酔科研修が、適切な状況下におけるより高いレベルの知識と技能の修得を目的として系統的に行われることが期待される。そしてその結果、幅広い麻酔科学の研修によって、歯科麻酔科学の質的向上のみならず歯科医療全体の質と安全性の向上につながるものと確信する。

F. 健康危険情報  
なし

G. 研究発表  
1. 論文発表  
なし  
2. 学会発表  
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況  
(予定を含む。)

1. 特許取得  
なし  
2. 実用新案登録  
なし  
3. その他  
なし

## I. 総括研究報告

歯科医師の麻酔科研修のガイドライン策定に関する研究

2) 資料 歯科医師の麻酔科研修のガイドライン（案）

## 歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン(案)

### 第1 趣旨

歯科医療の質及び安全性の向上を図るため、歯科医師の麻酔科における研修は重要であるが、研修といえども、診療行為を伴う場合には、法令を遵守しながら適正に行う必要があり、特に歯科及び歯科口腔外科疾患以外の症例に関する行為に関与する場合については、慎重な取扱いを期すべきである。本ガイドラインは、こうした観点から歯科医師の医科麻酔科における研修のあり方に関する基準を定めるものである。

### 第2 研修実施にあたっての基準

#### 1 研修施設

- 次の条件を満たす施設であること。
- (1) 1人以上の研修指導医がいること。
  - (2) 研修担当管理責任者(病院長又は麻酔科の管理者等)を定めていること。

#### 2 研修指導医

- (1) 研修指導医は次の条件を満たす医師であること。  
社団法人日本麻酔科学会が認定した麻酔指導医
- (2) 研修施設の実情に応じて、研修指導医の指導・監督業務を補助する医師(以下「研修指導補助医」という。)を配置する場合、当該医師は次の条件を満たすこと。  
医療法第70条第2項の規定に基づき、麻酔科の標榜を許可された医師

#### 3 研修を受ける歯科医師

研修を受ける歯科医師(以下「研修歯科医」という。)は、別紙1に定める歯科麻酔に関する研修を修了した者であること。

#### 4 研修方法

- (1) 「研修歯科医」が歯科及び歯科口腔外科疾患以外の症例に関する行為に関与する場合については、別紙2に定める基準に従い、研修指導医又は研修指導補助医(以下「研修指導医等」という。)が必要な指導・監督を行うことにより、適正を期すること。
- (2) 研修実施にあたっては、次項に定める技能評価の結果に基づき、必要に応じて、別紙2に定める基準よりも厳格な指導・監督を行うなど、患者の安全に万全を期すること。

#### 5 事前の技能評価

研修を開始する前に、研修担当管理責任者が研修歯科医の全身管理、麻酔及び救急処置に関する基本的知識・技能を適切な形で評価し、その結果を別紙3を参考として記録しておくこと。

#### 6 患者の同意

研修歯科医が歯科及び歯科口腔外科疾患以外の症例に関する行為に関与する場合については、歯科医師であることを患者に伝えるとともに、原則としてその同意を得ること。

(別紙1)

「歯科麻酔に関する研修」

1. 全身麻酔(気管内麻酔) 20例
2. 以下の項目について、全身麻酔研修と同時期に、あるいは全身麻酔行為に伴って研修する。
  - 1) 静脈内鎮静法
  - 2) 吸入鎮静法
  - 3) モニタリング
  - 4) 局所麻酔法
  - 5) 気管挿管
  - 6) 静脈路確保
  - 7) 医療面接
  - 8) 麻酔に必要な生理学的知識
  - 9) 麻酔に必要な薬理学的知識
2. に関しては、特に症例数は定めない。

## 研修水準

研修項目		研修水準
<b>1. 術前管理</b>		
1)	一般的な術前診察*	A
2)	術前の全身状態評価	B
3)	麻酔管理方針の決定	B
4)	インフォームドコンセント	D
5)	術前指示書の記載	D
<b>2. 術中管理</b>		
1)	麻酔器の取り扱い	A
2)	麻酔前準備	A
3)	末梢静脈確保	A
4)	気道確保(用手またはエアウエーを用いたもの)	A
5)	用手人工換気	A
6)	気管挿管	B
7)	気管支ファイバースコープを用いた気管挿管	B
8)	分離肺換気用気管挿管	D
9)	手術患者への人工呼吸器の設定	B
10)	麻酔に必要な薬剤の投与	B
11)	基本的なモニタリング機器の装着	A
12)	動脈カテーテル留置	B
13)	中心静脈圧カテーテル留置	C
14)	スワンガングカテーテル挿入	C
15)	一般的なモニタリング項目の値の解釈	A
16)	専門的なモニタリング機器の操作(非侵襲的なもの)	A
17)	専門的なモニタリング機器の操作(侵襲的なもの)	B
18)	専門的なモニタリング機器の値の解釈	B
19)	麻酔中の全身状態の把握	B
20)	輸液・輸血の実施	B
21)	麻酔中の合併症への対応**	B
22)	気管吸引	A
23)	尿道カテーテル留置	B
<b>3. 術後管理</b>		
1)	麻酔後の全身状態の把握	B
2)	麻酔後の合併症の診断	B
3)	術後酸素療法	A
4)	術後の疼痛管理	C
5)	その他の術後管理	C
<b>4. 局所麻酔</b>		
1)	硬膜外麻酔	C
2)	脊椎麻酔	C
<b>5. ペインクリニック</b>		
1)	局所麻酔薬を用いた神経ブロック	C
2)	神經破壊薬を用いた神経ブロック	C
<b>6. 集中治療</b>		
1)	ICUなどにおける長期人工呼吸管理	C
2)	ICU収容患者のその他の管理	C
<b>7. その他</b>		
1)	循環補助装置の装着	D
2)	人工心肺装置の装着	D
3)	開胸心マッサージ	D

## 実習水準

A:研修指導医の指導・監督の下に実施が許容されるもの

B:研修指導医又は研修指導補助医が介助する場合、実施が許容されるもの

C:研修指導医又は研修指導補助医の行為を補助するもの

D:見学にとどめるもの

(注-1)

Bにいう「介助」とは、行為自体に対して行為者(研修歯科医)の判断作用が加わる余地がないとは必ずしも言えない状況の下において、当該行為が実質的に機械的な作業とみなしえる程度まで管理・支配を及ぼすことをいい、常時監視を含む。

Cにいう「補助」とは、判断作用を加える余地に乏しい機械的な作業を行うことをいう。

(注-2)

\* の項目については、重篤な患者の場合、研修水準をBランクとする。

(注-3)

\*\* の項目については、重篤な患者の場合、研修水準をCランクとする。

(別紙3)

## 技 能 評 価 記 錄

研修希望者氏名: \_\_\_\_\_

本医療機関で研修を希望する、上記の研修歯科医について、知識・技能評価を実施した結果、本医療機関における麻酔科研修に適格であると判断する。

項目	知 識 ・ 技 能
全身管理	I · II · III
麻 醉	I · II · III
救急処置	I · II · III

I :一定水準に達しているが、研修により更なる知識・技能の向上が期待できるレベル

II :基本的な知識・技能を有しているが、初歩からの研修が望ましいレベル

III:厳 格 な 指 導 ・ 監 督 が 必 要 と 思 わ れ る レ ベ ル

評 價 年 月 日:平成 年 月 日

研修担当管理責任者名: \_\_\_\_\_ 印

## II. 分担研究報告

### 1. 歯科麻酔科の現状（教育・研究・臨床）に関する研究

#### 1) 報告書

厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）  
分担研究報告書

歯科麻酔科の現状（教育・研究・臨床）に関する研究

主任研究者 金子 譲 東京歯科大学教授  
分担研究者 海野雅浩 東京医科歯科大学大学院  
医歯学総合研究科教授  
分担研究者 住友雅人 日本歯科大学歯学部教授

研究要旨 全国歯科大学・歯学部の歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の教育・研究・臨床の現状を調査し、現在の歯科医学教育の中で歯科医療に必要な全身の機能に関する教育がどのような内容と程度で行われているか、研修を行う歯科医師が医科での麻酔科研修に相応しい基礎能力を備えているか否か、および歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の研究と臨床の活動実態について検討した。

A. 研究目的

歯科・口腔外科疾患以外の症例に対する歯科医師の麻酔行為は、医師法に抵触し認められないものであるが、歯科医療の技術向上と国民への寄与を考えたときに、その必要性から研修という限定条件の下で行われてきている。歯科医師の医科における麻酔科研修は、これまでに明確な法的根拠が無く、また研修内容についてのガイドラインが存在しないことから、研修方法や内容は現場の判断に任せられてきたのが実態である。

そこで、今後の歯科医療の質的向上及び安全性の確保を推進し、現在、施設毎に異なって行われている様々な形態、様々な内容の歯科医師の麻酔科研修を統一的なものとするために、関係者のコンセンサスを得、一定条件の下で歯科医師の医科における麻酔科研修を適正に行うためのガイドラインを、法的な整合性、今日までの経緯と現状を踏まえ、社会的な受容を視野に入れつつ医科領域と歯科領域との専門家による共同作業により作成することを目的として本厚生科学特別研究事業が行われた。

この分担研究は、ガイドラインを作成するための基礎データを得る目的で、全国歯科大学・歯学部の歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の教育・研究・臨床の現状を調査し、現在の歯科医学教育の中で歯科医療に必要な全身の機能に関する教育がどのような内容と程度で行われているか、研修を行う歯科医師が医科での麻酔科研修に相応しい基礎能力を備えているか否か、および歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の研究と臨床の活動実態について明らかにするために行った。

B. 研究方法

全国歯科大学・歯学部の歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の教育・研究・臨床の現状をアンケート調査した。調査した項目は以下のとおりである。

- 1) 現在の歯科医学教育の中で歯科医療に必要な全身の機能に関する教育がどのような内容と程度で行われているか
- 2) 研修を行う歯科医師が医科での麻酔科研修に相応しい基礎能力を備えているかの検証
- 3) 歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の研究と臨床の活動実態

C. 研究結果

- 1) 現在の歯科医学教育の中で歯科医療に必要な全身の機能に関する教育がどのような内容と程度で行われているか

歯科医療に必要な全身の機能に関する教育の内容と程度に関しては、全国平均で、歯科麻酔学の講義が全講義の3.0%、実習が全実習の2.1%であった。この他に、歯科基礎医学としての解剖学、生理学、薬理学などの講義と実習、および関連臨床医学としての内科学、外科学、小児科学、産婦人科学などの講義と実習を合わせると、全教科のうちの10%近くの時間が歯科麻酔学と関連学科に割り当てられていた。

- 2) 研修を行う歯科医師が医科での麻酔科研修に相応しい基礎能力を備えているかの検証

研修を行う歯科医師が医科での麻酔科研修に相応しい基礎能力を備えているか

に関しては、麻酔科研修が卒業後どの程度経過した時期に開始されるかにもよるが、大半の歯科医師は医科での研修を行うに必要と考えられる最低限の知識と技能を有しているものと考えられた。

### 3) 歯科麻酔学講座・歯科麻酔科の研究と臨床の活動実態

麻酔科研修を終了した歯科医師がその後の教育・臨床・研究活動の中で研修で修得した知識や技術をどのように生かしてゆくのかについては、歯科口腔外科の手術のための全身麻酔ばかりでなく、歯科外来の高齢者や有病者患者に対する歯科治療時の全身状態評価と全身管理、全身的偶発症や緊急時の迅速な診断と対応などの面で、研修で得た知識と技能が直接的に臨床に還元され、これをもとに歯学部学生や臨床研修医に対する教育が行われ、また研究の基礎となっている様子がうかがわれた。

### D. 考察

歯科医療に必要な全身の機能に関する教育が、歯科麻酔学と関連学科とを合わせて全教科のうちの10%近くの時間を費やして行われている事実は、歯科医療の安全性を確保するために、歯科医師に対して全身的な知識を教育することの重要性が認識されていることの証拠であると考えられる。

この結果、麻酔科研修が卒業後どの程度経過した時期に開始されるかにもよるが、大半の歯科医師は医科での研修を行うに必要と考えられる最低限の知識と技能を有しているものと考えられた。そして医科の麻酔科研修の場で、これらの知識や技能をさらに広く深く充実したものへとレベルアップすることによって、歯科医療の質と安全性とを向上させることにつながると考えられる。

麻酔科研修を終了した歯科医師は、その後の教育・臨床・研究活動の中で研修で修得した知識や技術を歯科口腔外科の手術のための全身麻酔ばかりでなく、歯科外来の高齢者や有病者患者に対する歯科治療時の全身状態評価と全身管理、全身的偶発症や緊急時の迅速な診断と対応などの面で、臨床に還元し、これをもとに歯学部学生や臨床研修医に対する教育が行われ、また研究の基礎となっていた。このようなことのすべてが、歯科医療の安全性と質を向上させるために役立っていると考えられた。

### E. 結論

今回の分担研究から、現在、全身の機能に関する教育は歯科麻酔学講座・歯科麻酔科を中心として相当の時間を費やして行われていることが明らかとなったが、ここで得られた知識と機能をさらに医科の麻酔科研修で充実させ、歯科の教育・研究・臨床に還元することによつて、歯科医療の質と安全性をさらに向上させることができると考えられた。

### F. 健康危険情報

なし

### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

### H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

## II. 分担研究報告

### 1. 歯科麻酔科の現状（教育・研究・臨床）に関する研究

- 2) 資料
  - (1) アンケート内容
  - (2) 歯科麻酔科卒業前教育実態調査
  - (3) アンケート結果

貴大学名

記入者

1. 卒後教育

過去10年間に商業誌等に掲載した論文数を記入して下さい。

2. 研究

1) 貴教室（分野または科）の主要な研究テーマについて記入して下さい。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

2) 過去10年間に学術雑誌に発表した論文数を記入して下さい（総説、原著、臨床、症例報告、短報、技術等すべて含みます）。

和文論文

医科系雑誌 : 篇  
歯科系雑誌 : 篇

英文論文

医科系雑誌 : 篇  
歯科系雑誌 : 篇

3) 過去10年間に学会に発表した演題数を記入して下さい（特別講演、教育講演、シンポジウム、ワークショップ、宿題報告、一般講演等すべてを含みます）。

国内学会

医科系学会 : 題  
歯科系学会 : 題

国際学会

医科系学会 : 題  
歯科系学会 : 題

## 歯科医師の麻酔科研修に関するアンケート

4) 教室員が所属する学会について該当する項目について○をつけて下さい

- a) 日本歯科麻酔学会 b) 日本麻酔学会 c) 日本臨床麻酔学会 d) その他

5) 最近5年間で教室員が発表を行った学会を挙げて下さい。該当する項目について○をつけて下さい。

- a) 日本歯科麻酔学会 b) 日本麻酔学会 c) 日本臨床麻酔学会 d) その他

### 3. 臨床

1) 貴教室の現状についてお答え下さい。

教授 ( ) 人 助教授 ( ) 人 講師 ( ) 人  
助手 ( ) 人 大学院生 ( ) 人 医員 ( ) 人  
研究生(専攻生、専攻医) ( ) 人 歯科臨床研修医 ( ) 人  
副手 ( ) 人 非常勤講師 ( ) 人  
その他 ( ) 人

2) 教室員の日常の業務内容について該当するものに○をつけて下さい(複数回答可)。

- a) 口腔外科手術の全身麻酔、精神鎮静法  
b) 障害者の歯科治療の全身麻酔、精神鎮静法  
c) 歯科治療(抜歯、インプラントを含む)の精神鎮静法  
d) 有病者、高齢者の歯科治療時の全身管理(モニタリングを含む)  
e) 在宅歯科治療時の全身管理  
f) 有病者、高齢者の全身状態評価  
g) 口腔外科入院患者の周術期管理  
h) 院内救急への対応  
i) ペインクリニック  
j) その他 ( )

3) 貴科での平成12年度の関与症例数について記入して下さい。

a) 全身麻酔症例 : 例

内訳

悪性腫瘍手術・再建手術 : 例

外科的顎矯正術 : 例

口唇口蓋形成術 : 例

歯科医師の麻酔科研修に関するアンケート

良性腫瘍手術： 例

心身障害者の歯科治療： 例

その他： 例

b) 静脈内鎮静法症例： 例

c) 笑気吸入鎮静法症例： 例

d) モニタリング症例： 例

e) 院内救急対応症例： 例

代表的な症例：

f) 神経ブロック（ペインクリニック）： 例

4) 貴科で平成12年度に全身麻酔を受けた患者が合併していた全身疾患のうち、頻度の高かったものを10例あげてください。

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.
- 8.
- 9.
- 10.

5) 貴科で平成12年度に精神鎮静法、モニタリングを受けた患者が合併していた全身疾患のうち、頻度の高かったものを10例あげてください。

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.

7.

8.

9.

10.

6) 貴科の関連施設では麻酔に関連した業務（全身麻酔、精神鎮静法、モニタリングなど）  
がおこなわれていますか？



7) 貴科の関連施設で行われている麻酔関連業務の内容について該当するものに○をつけて下さい（複数回答可）。

- a) 口腔外科手術の全身麻酔
  - b) 障害者の歯科治療の全身麻酔、精神鎮静法
  - c) 歯科治療（抜歯、インプラントを含む）の静脈内鎮静法
  - d) 有病者、高齢者の歯科治療時の全身管理（モニタリングを含む）
  - e) 在宅歯科治療時の全身管理
  - f) 有病者、高齢者の全身状態評価

8) 貴科の関連施設で行われている麻酔関連業務を誰が行っているか、該当するものに○をつけて下さい（複数回答可）。

- a) 麻酔医（医師） b) 日本歯科麻酔学会認定医（歯科医師） c) 歯科医師

9) 貴教室に所属する日本歯科麻酔学会認定医が関連施設で行っている麻酔関連業務（依頼または派遣業務を含む）について該当する項目に○をつけて下さい（複数回答可）。

- a) 口腔外科手術の全身麻酔
  - b) 障害者の歯科治療の全身麻酔、精神鎮静法
  - c) 歯科治療（抜歯、インプラントを含む）の静脈内鎮静法
  - d) 有病者、高齢者の歯科治療時の全身管理（モニタリングを含む）
  - e) 在宅歯科治療時の全身管理
  - f) 有病者、高齢者の全身状態評価

10) 日本歯科麻酔学会認定医の資格を有する貴教室出身者が行っている麻酔関連業務（依頼または派遣業務を含む）について該当する項目に○をつけて下さい（複数回答可）。

- a) 口腔外科手術の全身麻酔
  - b) 障害者の歯科治療の全身麻酔、精神鎮静法
  - c) 歯科治療（抜歯、インプラントを含む）の静脈内鎮静法